

小矢部市空き家活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、小矢部市空き家活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 小矢部市空き家等の適正管理、活用等に関する条例（平成26年小矢部市条例第22号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する建築物のみをいう。
- (2) 認可地縁団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体をいう。
- (3) コミュニティ施設 地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する施設をいう。
- (4) 市内の事業者 住宅関連の工事を業としている業者のうち、市内に本店、支店、営業所等の事務所を有している法人又は市内に住所を有する個人のことをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、地域の活性化並びに安心かつ安全な生活環境の確保、地域の良好な景観の保全及びまちづくりの推進に資するため、認可地縁団体が実施する市内にある空き家の有効活用を図るための事業（以下「補助事業」という。）であって、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助事業等)

第4条 前条の補助事業における補助対象経費等については、別表第1のとおりとする。ただし、同一の補助の対象となる経費について、本市が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、小矢部市空き家活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書
 - (3) 工事に関する見積書
 - (4) 施工前の空き家の状況が分かる写真
 - (5) 位置図及び平面図
 - (6) 土地登記簿謄本（写しでも可）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業を実施するもの（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合は、小矢部市空き家活用促進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金並びに補助事業における収入及び支出の関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを事業完了後、10年間保管すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の補助金の交付に係る規定を遵守すること。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに小矢部市空き家活用促進事業補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を受けた日から起算して10年以内に、改修等した空き家を取り

壊し、又は売却したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は、別表第2のとおりとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

補助事業	補助対象経費	事業実施主体	補助率及び補助限度額
地域の活性化等に資するため、市内の空き家を、コミュニティ施設の用途に10年以上活用する事業	空き家の改修、修繕又は増築に要する経費(ただし、市内の事業者が施工する工事で、その合計額が100万円以上であること。)	認可地縁団体	当該補助対象経費の2分の1(ただし、1事業当たり350万円を補助の限度額とし、同一の空き家に対して1回限りとする。)

備考 算出する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2(第9条関係)

交付日からの経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の90%
2年以上3年未満	交付額の80%

3年以上4年未満	交付額の70%
4年以上5年未満	交付額の60%
5年以上6年未満	交付額の50%
6年以上7年未満	交付額の40%
7年以上8年未満	交付額の30%
8年以上10年未満	交付額の20%

様式第1号(第5条関係)

小矢部市空き家活用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

住所又は所在地
 申請者 団体名
 代表者氏名 印

小矢部市空き家活用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度	
補助事業の施行場所 小矢部市		
補助事業着手年月日 年 月 日	補助事業完了予定年月日 年 月 日	
補助金申請額	円	
総事業費 円	うち補助対象経費 円	うち補助対象外経費 円
添付書類 1 事業計画書(様式第2号) 2 収支予算書(財源、総事業費、補助対象経費及び補助対象外経費が確認できるもの) 3 工事に関する見積書 4 施工前の空き家の状況が分かる写真 5 位置図及び平面図 6 土地登記簿謄本(写しでも可) 7 その他		

様式第2号(第5条関係)

事業計画書

申請者	団体名		代表者 役職・氏名	
	所在地又は 住所		電話番号	
	担当者 職・氏名		E-mail アドレス	
	団体構成員 氏名・住所		定款、規約、 会則等	
事業 対 象 物 件	所在地	小矢部市	前所有者 氏名	
	空き家の 期間			
事業 概 要	空き家改修等 実施時期	年 月 日から 年 月 日まで		
	空き家 活用用途	コミュニティ施設 ()		
	空き家 改修内容			
	有効活用の 目的	事業の内容、先導性等		

事業概要	地域活性化についての考え	地域の現状及び課題、事業着手の経緯、地域との連携、地域での雇用状況並びに地域の将来像等
	採算性（事業を行う場合に記載）	10年間の収支計画
その他	添付書類	写真（全景、側面等）、その他参考資料

※ 各欄に記載しきれない場合は、別紙（A4判）に記載の上、申請書に添付してください。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

住所又は所在地
補助事業者 団体名
代表者氏名 印

小矢部市空き家活用促進事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け小矢部市指令 第 号で交付決定のあった小矢部市空き家活用促進事業補助金について、次のとおり補助事業計画を変更(中止・廃止)したので、小矢部市空き家活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更の内容(事業計画変更の場合のみ)

変更前補助金交付申請額 円
変更後補助金交付申請額 円

3 変更(中止・廃止)の予定年月日 年 月 日

4 添付書類

事業計画の変更にあつては、当該事業計画の変更内容が確認できる書類

様式第4号(第8条関係)

小矢部市空き家活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

住所又は所在地
補助事業者 団体名
代表者氏名 印

小矢部市空き家活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

補助年度 年度	指令年月日 年 月 日	指令番号 小矢部市指令 第 号
補助事業の施行場所 小矢部市		
補助事業着手年月日 年 月 日		補助事業完了年月日 年 月 日
交付決定の額 円		
総事業費 円	うち補助対象経費 円	うち補助対象外経費 円
添付書類 1 事業報告書 2 収支決算書(財源、総事業費、補助対象経費及び補助対象外経費が確認できるもの) 3 建物登記簿謄本(写しでも可) 4 その他(写真、請求書及び領収書の写し等)		